GOLFEED24会員規約

第1条 (適用範囲)
本規約は「GOLFEED24」(以下「スタジオ」といいます。)を運営するインドアゴルフ練習場、およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとする。
第2条 (会員制度)
1スタジオは会員制とする。
2スタジオに入会しようとするときは、本規約を承諾しWeb上または店頭にて申し込みを行うものとする。
318歳以下(高校生以下)の未成年者が入会を希望する場合、所定の入会同意書に本人と当スタジオ指定の会員であるその保護者が連署の上、入会手続きを行うものとする。この場合、保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。
4当スタジオ指定の会員であるその保護者1人につき、1人の18歳以下(高校生以下)の未成年者が入会することができる。
5保護者は、2親等(叔父叔母除く)に限る。
6会員は、本規約(第21条により改定されたものを含む)、利用するスタジオが入居する施設内の諸規則その他定める規則を全て遵守しなければならない。
7法人会員は、別途定める利用規約を承諾し、所定の契約を締結する必要がある。
第3条 (入会資格)
次の各号のいずれかに該当する者は会員になることはできない。
(1)本規約および利用するスタジオの諸規則を遵守できない者
(2)入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
(3)過去または現在において暴力団または反社会勢力に属し、またそれらに属する者と関係を有する者とスタジオが判断した者
(4)医師等により運動を禁じられている者
(5)伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
(6)以下の年齢に達していない者ゴルフスタジオ:6歳(小学生以上)に達していない者
(7)所属する学校または団体においてスタジオへの入会が禁じられている者
(8)未成年でスタジオの入会に関して親権者の同意を得られない者
(9)入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
(10)公序良俗に反する行為が認められる者
第4条 (会員、チケット料金、入会金等)
1会員は、会費等を、スタジオ所定の方法で支払うものとする。
2会費の支払いは前払い方式とする。支払い時期は、翌月分を当月末までに支払うものとする。期日までに支払いが確認できない場合、会員は即時にスタジオの利用を停止されるものとする。
3プラン契約の際には、入会に関する初期費用(入会金、事務手数料等)、および初月会費(日割り計算)、2か月目の月会費を支払うものとする。
4チケット料金およびその他料金は、その都度支払うものとする。
5プラン変更手続きは、会員自らのアカウントから変更を希望する前月の10日までに行うものとし、当該月の末日をもってプラン変更とする。
6各月の11日以降にプラン変更手続きがとられた場合は、翌月の末日をもってプラン変更扱いとなる。
7休会を希望する会員は、第5項に定める会員アカウントからの変更手続きによらず、スタジオ所定の方法により休会申請を行うものとする。休会手続きの期限については、第5項および第6項の規定を準用するものとする。
8休会は、原則として入会後6か月を経過した会員に限り利用できるものとする。ただし、怪我、疾病その他やむを得ない事情がある場合は、スタジオが個別に対応することがある。
9休会期間中、会員はスタジオが別途定める休会費を支払うものとする。
10休会期間は最長6か月とし、休会できる回数は、最初の休会開始日を起算日とする12か月間につき1回までとする。会員は、休会申請時または復会を希望する時期が決まった時点で、スタジオに申し出るものとする。休会期間が6か月に達した場合は、休会前に契約していたプランへ復会するものとする。
11休会から通常プランへ復会した会員が再度休会を希望する場合は、復会後6か月以上通常プランを継続していることを条件とする。ただし、前項に定める休会回数の上限を優先するものとする。
12休会から通常プランへの復会については、第5項および第6項の規定にかかわらず、会員からの申し出により、スタジオが認める時期に対応することがある。この場合、月途中の復会であっても会費の日割り計算は行わない。
13休会中の会員は、スタジオが別途定める条件および料金により、施設利用のためのチケットを購入することができる。チケットは月1枚まで会員価格で購入できるものとし、2枚目以降はスタジオが定めるビジター料金を適用する。チケットの有効期限その他の利用条件は、各スタジオが別途定めるものとする。
14会員は実際のスタジオ利用の有無にかかわらず、スタジオが別途定める会費を全て支払う義務があり、一旦支払った会費は本規約の定めがある場合を除いて返還しない。
15別途スタジオが定めるキャンセル可能時間内にキャンセルがない場合、実際のスタジオ利用の有無にかかわらず、一旦支払ったチケット料等は返還しない。ただし、第17条に定めるスタジオの故意または過失により賠償が生ずる場合は、この限りではない。
16スタジオは会費等の改定を行うことができる。その場合、各スタジオは2週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとする。
17使い放題プランを契約する者が、別途スタジオが定めるキャンセル可能時間内にキャンセルを行わず、かつ予約時間内にチェックインを行わなかった場合は、無断キャンセル扱いとする。当該無断キャンセルが発生した場合、スタジオは、別途定めるキャンセル料の請求または利用制限等の措置を講じる場合がある。ただし、第17条に定めるスタジオの故意または過失により損害が生じた場合は、この限りではない。
18使い放題プランを契約する者に対して、スタジオの利用状況により打席の連続使用を制限する場合がある。
19キャンペーンにより入会金の全部または一部の免除を受けた会員は、満額会費を6回支払うことを継続条件とする。これを満たさずに退会した場合は、当該免除相当額または当該キャンペーンにおいて別途明示した金額を違約金として支払うものとする。なお、継続期間は満額会費が発生した月を1か月目として算定し、休会期間ならびにキャンペーンにより適用される無料期間および初月日割り期間は、当該継続期間に算入しないものとする。
第5条(セキュリティ)
スタジオは、会員に対してセキュリティ媒体及び解除権限を付与する。会員は、スタジオ入場時には必ず各自がドアセキュリティの認証解除を行う必要がある。
万一認証を行わずに入場した場合、または入場を補助した場合は規約退会の対象となる。会員は、セキュリティ媒体の紛失、盗難、破損が生じた場合には、速やかにスタジオに申し出る必要がある。

第6条（会員以外のスタジオの利用）
原則として、スタジオの利用は会員に限るものとする。
ただし、会員が同伴する場合に限り、非会員の入館を認める。
(1) 会員は、契約プランにおいて定められた同伴可能人数の範囲内で、同伴者を入館させること。
(2) 会員は、契約プランの内容を厳守し、責任をもって同伴者を管理するものとする。
(3) 同伴者は、本規約に同意し、これを遵守すること。
(4) 同伴者が本規約に違反する行為を行った場合、その責任は当該同伴者を同伴した会員が負うものとする。
第7条（遵守事項）
会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければならない。
(1)スタジオの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、スタジオの説明並びに指示に従わなければならない。
(2)スタジオ内において、以下の行為は禁止する。
①施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動
②スタジオ内での喫煙
③刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
④正当な理由なく他者の所持品に触れること。
⑤他の会員、同伴者に対し、パーソナルレッスン、トレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
⑥本規約に基づきスタジオの利用を認められていない者を同伴させること。
⑦大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
⑧他の会員、同伴者、スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
⑨正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
⑩動物を館内に持ち込むこと。ただし、盲導犬、補助犬等は除く。
⑪他の会員の諸施設利用を妨げる行為
⑫スタジオの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること
(3)ゴルフスタジオ内において、以下行為は禁止する。
①打席以外、打席での打席幅を越えるようなスイング（横振り等）を行うこと。
②プレーヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り。
③打席設備の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと。
④スタジオ備付のボール以外を使用すること。
⑤当スタジオのボール及び備品の持ち出し。
第8条　(入館の禁止、退場)
1スタジオは、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができる。
　(1)スタジオにおいて、第3条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告をし入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
　(2)スタジオにおいて、入会後に生じた体調不良により正常な施設利用ができないと判断した者。但し、健康増進目的等で医師の指示がある者は除く。
　(3)スタジオにおいて、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
　(4)スタジオの承諾なくセキュリティ媒体を持たずに入館した者
　(5)本規約の手続きに従わず会員以外の者を入館させた者および入館した会員以外の者
　(6)自己都合により会費等の全部もしくは一部を2か月間滞納した者
2 上記の他、スタジオにおいて入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者
第9条　(退会)
1会員が自己都合によりスタジオを退会する場合は、本部にその旨を申し出ることとする。
2退会手続きは、退会を希望する当月の10日までに行うものとし、その場合当該月の末日をもって退会となる。
3各月の11日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなる。
4会費等の全部または一部が未納の場合は、退会手続きまでに完納しなければならない。
5会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければならない。
6第4条第14項に定める会費等の支払義務に反し、会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が2か月間となった場合規約退会とする。また滞納分については、支払期日の翌日から支払日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、会費等その他の債務と一括して、スタジオが指定する方法で支払いを求めることができるものとする。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とする。
第10条　(届出等)
1会員は入会申込書等に記載した内容に変更及び、変化があったときは、速やかにスタジオにおいて所定の手続きをもって変更の届け出をしなければならない。
2スタジオから会員へ、届け出のあった最新の住所・メール等あてに行いその発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負わない。
第11条　(規約退会)
1スタジオは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させることができる。
(1)本規約(第7条を含み、これに限られない)および各スタジオの諸規則を遵守しないとき。
(2)スタジオ内外にかかわらず法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、運営に影響を生じうると判断されるとき。
(3)スタジオにおいて、第3条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。
(4)または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
(5)その他、スタジオにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき。
2スタジオから強制的に退会させられた会員は、退会時からスタジオを使用することができない。
3スタジオから強制的に退会させられた会員に対しては、スタジオは、前納分または即払分の会費等があっても、これを返還することはしない。
4規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、当スタジオへの入会はできない。
第12条　(禁止事項および著作権)
1 会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない

(1)他の会員、第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、もしくはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
(2)前号の他、他の会員、第三者、当社に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為
(3)公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員または第三者にまたは当社に提供する行為
(4)営利・転売目的で商品等を購入する行為
(5)同一人物が複数のIDを作成し本サービスを利用する行為
2 スタジオのWEBサイト等に掲載される全ての情報(文章、写真、イラスト等)の著作権は、株式会社ヒューネックに帰属します。これらの著作権は、各国の著作権法、各種条約、その他の法律で保護されており、会員が個人で利用する以外の目的で使用することはできない。
第13条 (会員資格の譲渡禁止等)
スタジオの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括承継はできない。また、会員は自己のアカウント、ID、パスワードその他の認証情報を第三者に貸与、共有または使用させてはならない。
第14条(営業日および営業時間)
各スタジオの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間についてはスタジオが別に定める。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合がある。
第15条(スタジオ施設の利用制限)
1 スタジオは、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがある。そのような制限がなされる場合でも、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはない。
(1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶとスタジオが判断し、営業が困難と認めたとき。
(2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
(3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
(4) その他スタジオが休業を必要と認めるとき。
2 前項の場合、事前にその旨をスタジオのホームページ等にて告示する。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではない。
第16条(スタジオ施設の閉鎖・変更)
1 スタジオは、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがある 。
(1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶとスタジオが判断し、営業を不可能と認めたとき。
(2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他スタジオの経営上等やむを得ない事由が発生したとき。
(3) スタジオにおいて経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、3か月前に予告のうえ解散したとき。
(4) 但し、解散の原因が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとする。
2 スタジオ施設の閉鎖・変更の場合、会員に対し、特別の補償は行わない。
第17条(賠償責任)
1 スタジオ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、スタジオは、 その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負わない。
2 会員または同伴者は、自己の責に帰すべき原因により、スタジオまたは第三者に損害を与えた場合は、 速やかにその賠償責任を果たさなければならない。
3 会員は、同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければならない。
第18条(その他禁止事項)
1 会員はスタジオが提供するサービスおよび商品、その他本サービスを通じて知り得た一切の情報について、会員個人の私的利用の範囲を超えて利用してはならない。
第19条(通知予告)
本規約およびスタジオの諸事情に関する通知または予告は、スタジオ所定の場所への掲示、電子メール、LINE公式アカウント、その他当スタジオが適当と認める方法により行う。
第20条 【準拠法、管轄裁判所】
1 スタジオの利用ならびに利用規約の解釈および適用は、日本国法に準拠する。
2スタジオの利用に関わる紛争については、当社本店所在地または当該スタジオ所在地を管轄する地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。
第21条(本規約その他の諸規則の改定)
スタジオは、本規約、細則、利用規定、その他運営、管理に関する事項を改定することができる。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用される。

附則
本規約は 2022年 10月 1 日より発効する。
2026年9月1日改定・施行。